横浜市高齢者保養研修施設ふれーゆ指定管理者指定の専決処分の概要

1 専決処分を実施した経過

- (1) 平成 19年3月20日
 - ・ 当該施設の管理運営を行っている「明治アクア・山武グループ」から、代表構成 員の明治アクアスポーツ(株)が、(株)明治スポーツプラザに平成 19 年 4 月 1 日 に合併されるとの報告を受けた。
- (2) 平成 19年3月22日
 - ・ 合併までに時間的余裕がないことから、横浜市高齢者保養研修施設条例第6条 第2項に規定する「特別の事情があると認める場合」に該当するものと判断し、公 募によらず地方自治法第179条第1項の規定に基づき「明治スポーツプラザ・山武 グループ」を、指定管理者に指定するための手続きを開始した。
- (3) 平成 19年3月29日
 - · 専決処分

横浜市高齢者保養研修施設条例(抜すい)

第6条第2項

市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の概要

指定管理者		明治スポーツプラザ・山武グループ
代表構成員	団体名	株式会社明治スポーツプラザ
	業務内容	スポーツ施設・レジャー施設の経営及びその経営に関するコンサルタント業務スポーツ施設・レジャー施設の管理受託業務 他
構成員	団体名	株式会社山武
	業務内容	空気調和制御機器、装置及びシステム機器の開発、設計、 製造、販売、賃貸、工事の施工、保守業務建物及び施設の建設、総合管理、運営に関するコンサル ティング、情報提供サービス 他